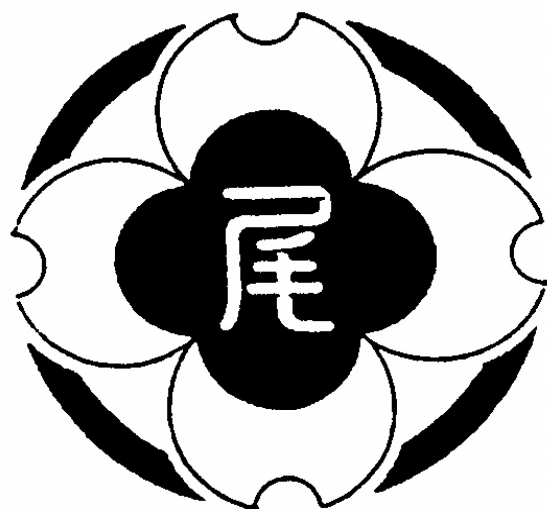


さいたま市立尾間木中学校PTA

会 則



さいたま市立尾間木中学校

さいたま市立尾間木中学校PTA会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会はさいたま市立尾間木中学校PTAと称し事務所を同校内におく。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は保護者と教師とが協力して、生徒の心身の健全な発達を図ると共に、会員相互の親睦と教養を高めることを目標とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 学校教育の諸活動への協力。
- (2) 生徒の教育環境、生活環境の整備。
- (3) 学校、家庭、社会の教育に必要な研究調査。
- (4) 公教育充実への積極的促進。
- (5) その他、本会目的達成に必要な活動。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主の団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 自主独立なものであって、個人または他の団体及び機関の干渉を受けない。
- (2) 目的を同じくする他の団体及び機関と協力する。
- (3) 特定の政党、宗教、営利企業を支援したり、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の加入同意を表した保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。

第 5 章 役員、会計監査及び委員の任務

- 第 6 条 本会の役員、会計監査及び委員は次のとおりとする。
会長 1名 副会長 若干名(うち1名は教頭) 会計 2名
書記 2名 会計監査 2名 委員 若干名
- 第 7 条 役員、会計監査及び委員の任期は1年とする。ただし、再選されても差し支えない。
- 第 8 条 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。
- 第 9 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務の代理をつとめる。
- 第 10 条 会計は、会長の指示により本会の会計事務を処理する。
- 第 11 条 書記は、会長の指示により本会の庶務を行い、会議の記録、書類の整理保管などにあたる。
- 第 12 条 会計監査は、本会会計を監査する。
- 第 13 条 委員は、各委員会に属し本会の業務執行にあたる。
- 第 14 条 各委員長は、委員会の意向を体して、その会務をつかさどる。
- 第 15 条 各副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務の代理をつとめる。

第 6 章 役員、会計監査及び委員の選出

- 第 16 条 会長、副会長、会計、書記及び会計監査は役員選考委員会が選考し、総会で承認される。
- 第 17 条 委員は各学級の保護者より若干名を選出する。
- 第 18 条 教職員は委員とする。

第 7 章 顧 問

- 第 19 条 本会に顧問を置くことができる。
- 第 20 条 顧問は本会に特に功労のあった者を運営委員会で審議し、一年毎に総会の承認をえて会長がこれを委嘱する。
- 第 21 条 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 8 章 会 議

- 第 22 条 本会の会議は次のとおりとする。
1. 総 会
 2. 全体委員会
 3. 運営委員会
 4. 専門委員会
 5. 特別委員会
- 第 23 条 会議は会長が招集する。
- 第 24 条 学校長は、すべての会議に出席して、意見を述べることができる。
- 第 25 条 総会は、本会議最高議決機関で、定期総会は毎年年度初めに開く、もしくは書面審議にて行い、臨時総会は必要に応じて開く。
- 第 26 条 臨時総会は全体委員会が必要と認めた場合または、会員の三分の一以上の要求があった場合に開くことができる。
- 第 27 条 総会の定足数は、会員の三分の一(委任状を含む)とする。
議決は出席者の二分の一以上をもって決する。
- 第 28 条 総会は次の事項を決議する。
1. 予算決算に関する事項。
 2. 役員に関する事項。
 3. 会則の改廃に関する事項。
 4. その他、重要な事項。
- 第 29 条 全体委員会は総会に次ぐ議決機関で、役員及び委員をもって構成し、必要に応じて開く。
- 第 30 条 全体委員会の定足数は構成員の二分の一(委任状を含む)とする。
議決は出席者の二分の一以上をもって決する。
- 第 31 条 全体委員会は次の事項を審議する。
1. 総会に提出する議案の調整。
 2. 細則及び規定の制定及び改廃に関する事項。
 3. その他、本会の運営に必要な事項。
- 第 32 条 運営委員会は、役員及び専門委員会の正副委員長をもって構成し、必要に応じて開く。ただし、各学年1名の教職員は、運営委員会に出席して意見を述べるができる。
- 第 33 条 運営委員会は次の事項を審議する。
1. 専門委員会の連絡調整。
 2. 全体委員会に提出する議案の調整。
 3. その他、本会の運営に関する事項。
- 第 34 条 専門委員会については細則でこれを定める。
- 第 35 条 特別委員会は特別な事項について臨時にもうけることができ、その任期を終えるとともに解散する。

第 9 章 会 計

- 第 36 条 本会の経費は会費、教育振興費及びその他の収入による。
- 第 37 条 会費は一世帯あたり月額200円とし、総会で決定する。
- 第 38 条 教育振興費は生徒一人当たり月額100円とし、総会で決定する。
- 第 39 条 会費、教育振興費は年度初めに一括して納入する。
- 第 40 条 本会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行う。
- 第 41 条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 第 42 条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 10 章 付 則

- 第 43 条 本会則は総会の決議がなければ改廃することができない。
- 第 44 条 本会の運営に関して必要な細則及び規定は、この会則に反しない限りにおいて全体委員会で定めることができる。
全体委員会で、細則または規定を制定もしくは改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第 45 条 本会則は平成2年9月8日より実施する。
- 第 46 条
 1. 会則、第19条、第20条、第21条については、平成4年5月16日より実施する。
 2. 会則、第13条、第22条、第32条、第33条、第34条については、平成15年5月23日より実施する。
 3. 会則、第22条、第32条、第33条、第34条、第35条については、平成19年5月16日より実施する。
 4. 会則、第2条、第5条、第16条、第17条、第22条、第39条については、平成23年3月3日より実施する。
 5. 会則、第16条については、平成26年3月7日より実施する。
 6. 会則、第25条については、令和3年5月20日より実施する。
 7. 会則、第5条、第39条については、令和4年5月12日より実施する。
 8. 会則、第6条については、令和5年5月11日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA細則

第 1 章 会長、副会長、会計、書記、 会計監査の選考及び委員の選出

- 第 1 条 会長、副会長、会計、書記及び会計監査の選考は次のとおり行われる。
- 役員選考委員会は次年度の役員選考にあたる。
 - 役職の指定を受けることなく立候補を受け付ける。
 - 立候補者を含め、会員の中から定数の役員候補者を選考し、本人の承諾を得て、総会において報告承認を受けるものとする。
原則として役員選考委員の互選はさける。
 - 役員選考委員会に欠席する場合は、委任状を提出する。
- 第 2 条 委員及び正副委員長の選出は次のとおり行われる。
- 1年生の各学級より互選により3学年分各若干名の委員を選出する。
各委員は自己研鑽と本会目的達成のため「総務委員会」「事業委員会」「教育環境委員会」「広報委員会」「役員選考委員会」のいずれかに所属する。
 - 委員が役員に選出された場合、または事故あって欠員が生じた場合は委員を補充する。
 - 各委員会の正副委員長の選出は互選とし、原則として各学年より選出するよう配慮する。
なお、各委員会正副委員長は特別委員会を除き他の委員会の正副委員長を兼任できない。
- 第 3 条 会長に欠員が生じたときは、副会長が互選により会長に就任する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 会長以外の欠員が生じたときは、運営委員会において補選する。
- 第 5 条 副会長のうち1名は教頭とする。

第 2 章 各専門委員会

- 第 6 条 各専門委員会は次のとおりとする。
1. 総務委員会
 2. 事業委員会
 3. 教育環境委員会
 4. 広報委員会
 5. 役員選考委員会
- 第 7 条 総務委員会は次のとおりとする。
1. リサイクル会などを行う。
- 第 8 条 事業委員会は次のとおりとする。
1. 上級学校見学会、卒業を祝う会などを行う。
- 第 9 条 教育環境委員会は次のとおりとする。
1. 学校及び地域育成会と協力し、生徒の校外指導にあたる。
 2. 主に学区内の交通安全指導や啓発活動などに協力する。
 3. 学校の保健・給食活動に協力する。
- 第 10 条 広報委員会は次のとおりとする。
1. 新聞または会報の発行、その他本会広報に関する活動を行う。
- 第 11 条 役員選考委員会は次のとおりとする。
1. 役員選考を行う。
 2. 委員選出の準備・進行にあたる。
- 第 12 条 各専門委員会共通として次のとおりとする。
1. 学年運営が円滑になるように協力する。
 2. 1項の目的達成のために全会員に対して協力を要請できる。
ただし、会長の承認を必要とする。
 3. さいたま市PTA協議会、同緑区連合会の活動に協力する。

第 3 章 付 則

- 第 13 条
1. この細則は、平成8年4月1日、全面改正により同日より実施する。
 2. この細則は、平成13年5月1日、一部改正により同日より実施する。
 3. この細則は、平成15年4月1日、一部改正により同日より実施する。
 4. この細則は、平成19年4月1日、一部改正により同日より実施する。
 5. この細則は、平成23年3月3日、一部改正により同日より実施する。
 6. この細則は、平成26年3月7日、一部改正により同日より実施する。
 7. この細則は、令和3年4月15日、一部改定により同日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA慶弔規定

本規定は会員の慶弔並びに教職員の転退の場合等に慶弔並びに感謝の意を表することを目的に下記のように定める。

1. 教職員が転任・退職した場合は、5,000円を贈る。
2. 教職員が結婚した場合は、5,000円を贈る。
3. 教職員に子女出生の場合は、3,000円を贈る。
4. 教職員が傷病により3週間以上休んだ場合は、3,000円を見舞う。
5. 教職員が死亡した場合は、10,000円を供える。
6. 教職員の配偶者あるいは実父母、子が死亡した場合は、5,000円を供える。
7. 会員が死亡した場合は、10,000円を供える。
8. 生徒が死亡した場合は、10,000円を供える。
9. 会員が火災等不慮の災害にあった場合はその状況により見舞金を贈る。
10. 会長、副会長の退任に際しては、感謝状を添え在任期間1年について2,000円を贈る。
11. 役員・委員を2年以上つとめた者に対して感謝状及び記念品を贈る。
12. 次の2項の場合は、会長が必要と認めた時、慶弔の意を表すことができる。
 - (1) 本会に特に貢献した者に対して慶弔の必要が生じた場合。
 - (2) その他必要ある場合。
13. 本規定による支出贈与に対しては、一切返礼を要しない。
14. 本規定は、全体委員会の議決によりこれを改廃することができる。
15. 本規定は、平成2年4月1日にさかのぼり実施する。
16. 本規定のうち、第11項(改正部分)については、平成4年4月1日より実施する。
17. 本規定のうち、第6項、第7項、第8項については、平成7年4月1日より実施する。
18. 本規定のうち、第11項については、平成15年4月1日より実施する。
19. 本規定のうち、第10項、第11項については、平成23年3月3日より実施する。
20. 本規定のうち、第1項、第5項、第6項、第7項、第8項、第12項については、平成25年4月18日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA旅費規定

本規定は会員が本会の活動のため、学校外へ出張した場合に旅費等を支給することを目的に下記のように定める。

会員が、本会の活動のため学校外へ出張した場合は、それに要した交通実費を支給する。ただし、この場合の交通実費は鉄道あるいはバスを使用して通常のコースを旅行したものと考えて計算される。

本規定は、全体委員会の議決によりこれを改廃することができる。

本規定は、平成2年9月8日より実施する。

さいたま市立尾間木中学校PTA個人情報取扱規定

目 的

- 第 1 条 さいたま市立尾間木中学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

責 務

- 第 2 条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

管 理 者

- 第 3 条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

取 扱 者

- 第 4 条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員及び各委員長とする。

秘密保持義務

- 第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

収集方法

- 第 6 条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

利 用

- 第 7 条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。
(1) PTA活動・学校行事等の名簿作成(緊急連絡網、委員会名簿)
(2) 役員選考委員会役員選出名簿
(3) PTA関係文書の配布

利用目的による制限

- 第 8 条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

管 理

- 第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

保管および持出し等

- 第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。
紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理者または取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

第三者提供の制限

- 第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第 12 条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 提供する対象者の氏名
 3. 提供する情報の項目
 4. 提供する対象者の同意を得ている旨

第三者提供を受ける際の確認等

- 第 13 条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 提供を受ける情報の項目
 5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

情報開示等

- 第 14 条 PTAは、本人から個人情報及び第三者提供記録の開示、または利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

漏洩時等の対応

- 第 15 条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告するとともに、個人情報保護委員会への届け出、本人への通知を行う。

研 修

- 第 16 条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

苦情の処理

- 第 17 条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

1. 本規則は、平成30年 5月16日より施行する。
2. 本規則は、令和5年5月11日、一部改定により同日より実施する。